

平成28年6月定例会の結果（6月21日～7月12日 会期22日間）

1 市長提出議案 2 議員提出議案 3 議員提出議案資料 4 その他(手続き)

【掲載に当たっての説明】

会派名	自民党(自由民主党静岡市議会議員団)
	志政会(志政会)
	公明党(公明党静岡市議会)
	共産党(日本共産党静岡市議会議員団)
	維新(日本維新の会静岡市議会議員団)
	山と町(「山と町」安全の会)
	緑の党(緑の党 Greens Japan)

○は賛成、×は反対

1 市長提出議案

(1) 6月21日提出、7月12日議決(23件)

議案番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	維新	山と町	緑の党
180	平成28年度静岡市一般会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	×	○	○	○
181	平成28年度静岡市下水道事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
182	静岡市中学生国際交流資金貸付基金条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
183	静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
184	静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため	可決	○	○	○	○	○	○	○

	の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について								
185	静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
186	静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
187	静岡市母子療育訓練センター条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
188	静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
189	静岡市立日本平動物園条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
190	静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
191	静岡市道路占用料条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
192	静岡市自然の家条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
193	静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
194	静岡都市計画事業清水駅西土地区画整理事業施行条例の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○
195	はしご付消防ポンプ自動車の購入について	可決	○	○	○	○	○	○	○
196	屈折はしご付消防ポンプ自動車の購入について	可決	○	○	○	○	○	○	○
197	化学消防ポンプ自動車の購入について	可決	○	○	○	○	○	○	○

198	工事請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○
199	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○
200	市道路線の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○
201	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
202	町の新設並びに町及び字の区域の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○

(2) 7月12日提出、同日議決【人事案件(諮問)】(1件)

諮問番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	維新	山と町	緑の党
3	人権擁護委員の推薦について	賛成	○	○	○	○	○	○	○

## 2 議員提出議案

(1) 7月12日提出、同日議決(3件)

発議番号	発議名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	維新	山と町	緑の党
6	自主避難者に対する住宅支援についての意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○
7	地方単独事業による子ども医療費減額への支援推進を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○
8	女性の健康の包括的支援に関する法律の早期成立を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○

### 3 請願

(1) 7月12日提出、同日議決(2件)

請願番号	請願名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	維新	山と町	緑の党
2	静岡市葵区城西地域包括支援センター圏域の分割に関する請願	採択	○	○	○	○	○	○	○
3	所得税法56条の廃止を求める意見書提出を求める請願	不採択	×	×	×	○	×	×	○

### 4 議員提出議案資料

#### ●発議第6号 自主避難者に対する住宅支援についての意見書

東日本大震災に伴う福島原発事故から5年が経過した今も、多くの被災者が避難生活を余儀なくされている。しかし、避難者の生活の基盤となっている住宅借り上げ制度は今年度末で終えようとしており、来年度からの福島県による支援策についても、対象範囲や期間、補助額等は限定的で、住宅支援の継続・拡充を希望する多くの避難者のニーズに十分に応えるものとはなっていない。

平成24年に制定された東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(以下子ども・被災者支援法)は、被災者一人一人が「居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができる」ように、「そのいずれを選択した場合であっても適切に支援」することをうたっている。避難者への住宅支援は、本来、この支援法に基づく抜本的な対策や新たな法制度の確立が必要である。よって、本市議会は国と福島県、静岡県に対し、下記事項の実現に向け強く要望する。

#### 記

- 1 借上げ住宅提供の継続を望む多くの避難者の声を真摯に聞き、住宅支援策を継続・拡充させること。
- 2 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の「住宅確保要配慮者」に原発事故避難者を位置づけ、空き家活用施策などを含め、住宅の提供促進を図ること。
- 3 子ども・被災者支援法に基づき、抜本的、継続的な住宅支援が可能な新たな制度を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

〔提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、復興大臣、福島県知事、静岡県知事〕

●発議第7号 地方単独事業による子ども医療費減額への支援推進を求める意見書

子どもの医療費の窓口負担については、義務教育就学前は2割、就学後は3割とされているが、静岡市をはじめ各地の自治体は、子どもと保護者が安心して医療機関を受診できるよう、地方単独事業による減免措置を講じているところである。

これに対し、国民健康保険に係る国庫負担金のうち、療養給付費負担金及び財政調整交付金の減額算定措置の規定により、子ども医療費助成制度において現物給付で一部負担金を軽減・免除すると、地方自治体は国保のみ国庫負担が減額され、財政運営上の大きな支障となっている。

全国知事会などは、「減額措置は直ちに廃止し、国の責任で全国一律の制度を構築すべき」と要求し、厚生労働省は「少子化対策を推進する中で自治体の取り組みを支援する観点から早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた」と報告書を取りまとめたが、結論は先送りされたままである。

よって政府におかれては、少子化対策を推進する中、子ども医療費助成を行う地方自治体の取り組みを支援する立場から、自治体単独事業に対する国保国庫負担金の減額算定措置を廃止されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣〕

●発議第8号 女性の健康の包括的支援に関する法律の早期成立を求める意見書

平成27年8月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、職業生活においてはその希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境が整備されることになった。

しかしながら、女性の健康については、生涯の各段階において心身が大きく変化する女性の特性を明確にした健康対策は今までなされてこなかった。近年、女性の社会進出による就業の増加、婚姻の変化、平均寿命の伸長等、社会的要素の変化に応じた女性の健康問題の対策は大きな課題となっている。

日本医療政策機構は調査の結果、定期的に婦人科を受診しているのはわずか20%、婦人科検診に行っていない女性は27%であり、受診や検診の重要性が認知されていない実態を把握し、女性の病気について、啓発活動強化や検診を受ける制度を設けるよう促している。

女性が生涯の各段階において、自らの健康増進に主体的に取り組むことは、社会参加や就労を促進することとなる。女性の特性に配慮した各段階の包括的な支援策は時代の要請であり、急務と言わざるを得ない。

国におかれましては、女性の健康の包括的支援に関する法律を早期に成立させ、女性の健康支援対策を、総合的かつ計画的に推進されるよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

[提出先:衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、女性活躍担当大臣]

## 5 その他(手続き等)

### (1)協議又は調整を行うための場の設置について(7月1日 決定)

静岡市議会会議規則第77条第2項及び第3項の規定に基づき、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を次のとおり設ける。

- 1 名称 「(仮称)静岡市市民で守る歩行と自転車の安全条例」検討会(以下「検討会」という。)
- 2 目的 (仮称)静岡市市民で守る歩行と自転車の安全条例の発案に当たり協議又は調整を行うこと。
- 3 構成員 下記名簿のとおり。
- 4 招集権者 会長
- 5 設置期間 条例案の議決の日まで

#### 6 関係人の出席

- (1)検討会は、関係人の出席を求めることができる。
  - (2)検討会は、関係人の意見を聴く必要がある場合は、議長の承認を得なければならない。
  - (3)前項の規定により検討会に出席した関係人には地方自治法第207条の規定及び静岡市証人等の実費弁償に関する条例の規定により実費を弁償する。
- 7 この議決に定めるもののほか、検討会の運営に関しては、静岡市議会委員会条例及び静岡市議会委員会傍聴規程の例による。

#### 構成員名簿

会 長	鈴木和彦
副会長	望月厚司
委 員	山梨渉、平島政二、早川清文、尾崎剛司、遠藤広樹、丹沢卓久、 繁田和三、松谷清、鈴木節子、亀澤敏之、安竹信男

構成員のうち「会長」とあるのは、静岡市議会の協議又は調整を行うための場の運営等に関する規約における「座長」と読み替えるものとする。

### (2)手続き(7月12日 決定)

件 名	結 果	内 容
議員の派遣	決定	派遣目的 平成28年度 静岡県市町議会議員研修会 派遣場所 グランシップ 中ホール 派遣日 平成28年8月18日(木) 対象 全市議会議員
	決定	派遣目的 平成28年度 静岡県中部四市議会議長協議会議員研修会 派遣場所 島田市総合施設プラザおおるり 派遣日 平成28年7月25日(月) 対象 全市議会議員